



教総第926号
令和4年2月7日

各県立高等学校長
各県立特別支援学校長
各教育事務所長
各市町村（組合）教育委員会教育長

} 様

岐阜県教育委員会
教 育 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第6波）を踏まえた対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、「10月1日以降の学校運営について（令和3年9月29日付け教総第519号）」に基づいて徹底をお願いしているところですが、本日開催の「第16回岐阜県新型コロナウイルス感染症教育推進協議会」における議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第6波）が続いている中、下記に留意のうえ、各学校の感染防止について対応願います。

なお、この対応の適用期間は、感染状況の変化等により、新たに通知するまでの期間とします。また、小・中学校等の市町村（組合）立学校については、各地域や学校の実情に応じて対応願います。

教育事務所にあっては、管内の市町村（組合）教育委員会を通じて、市町村（組合）立学校に適切に指導・助言願います。

各市町村（組合）教育委員会におかれましては、各学校において適切に対策を講じていただくよう配慮願います。

記

1 コロナガード機能の再徹底

- 全教職員による感染防止対策の実施状況を確認し、必要に応じて改善を求めるなど対策を徹底すること。県立学校においては、別添「コロナガード実施報告書」により、実施状況を週に1回、設置者（教育総務課（小野・高橋範））に報告すること。（毎週月曜日午前中に前週分を報告、月曜日が祝日の場合はその翌日午前中に報告）

2 タブレット端末の持ち帰り

- 急な自宅待機の要請や登校に不安を感じる児童生徒に対する在宅でのオンライン学習支援を速やかに実施するため、原則、タブレット端末を毎日自宅に持ち帰らせること。

3 部活動の休止

- すべての活動を休止すること。
ただし、全国大会等に出場する、あるいは2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する部活動に限り、平日4日2時間以内及び土日いずれか1日3時間以内の活動を実施可とするが、部活動前後も含め感染防止対策を徹底すること。（この場合でも、県内外を問わず、練習試合、合宿等は禁止）

4 保護者等への周知

- 学校における感染防止対策に関する取組を一斉メール等により保護者等に周知し、家庭での感染防止対策に関する注意喚起をすること。

教育総務課 教育企画第一係			
教育主管	日比 光治	係長	串田 茂
電話番号	代表 058-272-1111 (内線 3504・3518)		
e-mail	hibi-mitsuharu@pref.gifu.lg.jp kushida-shigeru@pref.gifu.lg.jp		
教育総務課 教育企画第二係			
教育主管	小野 悟	係長	高橋 範行
電話番号	代表 058-272-1111 (内線 3511・3518)		
e-mail	ono-satoru@pref.gifu.lg.jp takahashi-noriyuki@pref.gifu.lg.jp		